

令和4年度 板橋区居住支援協議会 事業報告

事業主体名 板橋区居住支援協議会

板橋区居住支援協議会会則

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、板橋区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

事業の概要

(1) 総会の開催

居住支援協議会の活動内容を審議・決定するため総会を開催した。

<開催時期>

令和4年5月13日（金） 午前10時～11時30分

<内容>

- 「令和3年度事業報告（案）」
- 「令和3年度会計報告」
- 「令和3年度相談窓口実績報告」
- 「令和3年度居住支援セミナー実施報告」
- 「令和4年度事業計画（案）」
- 「令和4年度予算（案）」
- 「その他」

(2) 実務者会議

<開催時期>

- 第1回 令和4年8月8日（月）新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止
- 第2回 令和4年11月4日（金）午後2時30分～午後4時30分
- 第3回 令和5年2月10日（金）午後2時30分～午後4時30分

<内容>

第2回

- 「各実務者活動報告」
- 「令和4年度相談窓口実績報告」
- 「令和4年度事業計画及び予算」
- 「事例検討」

第3回

- 「各実務者活動報告」
- 「令和4年度相談窓口実績報告」
- 「令和4年度板橋区居住支援セミナー実施報告」
- 「事例検討」

(3) 住まい探しでお困りの方の総合相談窓口

平成31年4月1日からは、新たな総合相談窓口【板橋りんりん住まいるネット】を設置し、区役所開庁時に、住まいに関するお困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行った。不動産協力店をはじめ、居住支援法人の支援を受け、希望する物件への円滑な入居の促進や、必要なサービスを受けるための手続きまでスムーズな支援へ繋げることができた。

一方で、低家賃の住宅への転居依頼が増加しているものの、5万円以下の物件の情報提供、入居の促進は非常に困難で、板橋区内で物件を見つけることができないケースもあった。

令和5年度も引き続き、各関係団体との連携を積極的に図り、住宅探しにお困りの方のサポートを充実させていく。

<相談窓口概要>

設置場所：板橋区役所住宅政策課窓口

相談日：月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

対象者：住宅確保要配慮者

○相談件数と内訳（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

・相談：132件

単 身		世 帯	
高齢者	58	高齢者	16
障がい者	8	障がい者	9
高齢者かつ障がい者	1	高齢者かつ障がい者	1
低額所得者	3	低額所得者	7
外国籍	0	ひとり親	9
その他	5	ひとり親かつ障がい者	3
		外国籍	2
		その他	10
合 計	75	合 計	57

・結果：220件

公営住宅	45	高齢者等世帯住宅情報ネットワーク	49
JKK・UR賃貸住宅	17	家賃等債務保証支援事業	8
全国保証機構	2	あんしん居住制度	1
緊急通報システム	3	いたばし生活仕事サポートセンター	10
高齢者電話訪問	2	法律相談・不動産取引相談	3
福祉事務所	15	セーフティネット住宅情報	1
居住支援法人情報	54	その他	10
		合 計	220

※1相談に対して複数の支援サービスを提供しているため相談件数を上回っている。

<寄り添い型支援の実施>

- ・事業概要・・・自分で住宅を探すことができない、緊急連絡先がない等で人的支援が必要と思われる方に対し、居住支援協議会で支援先を案内する。
- ・支援内容・・・本人の希望により支援を行う。
 - ① 物件紹介、不動産店への付き添い、内見同行
 - ② 緊急連絡先（法人）の紹介
- ・支援団体・・・居住支援法人

<支援調整会議の参加>

生活困窮者自立支援制度の支援調整会議に参加し、福祉部門との連携を図った（計12回）。